

令和6年度第4回 上下水道事業経営審議会次第

日 時 令和7年1月9日(木)
午前9時30分から
場 所 役場2階 第1会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 答申(案)について

(2) その他

4 答 申

5 町長あいさつ

6 閉 会

(案)

令和7年1月9日

矢掛町長 山岡 敦 殿

矢掛町上下水道事業経営審議会
会長 鳥越 良光

上下水道料金の適正水準について（答申）

令和6年10月24日付けで諮問を受けた上下水道料金の適正水準について、次のとおり答申します。

記

1 料金の改定について

今後の上下水道事業経営では、人口減少に伴う料金収入の減少、近年の物価高騰による電力費等の経費の増加、施設の老朽化による更新費用の増加が見込まれる等、厳しい状況に置かれている。

また、現行の料金体系のまま事業経営を継続した場合、将来に向け健全で安定した事業経営を持続していくことは非常に困難であると認められる。

このため、上下水道料金については、適正水準への改定が必要である。

2 料金改定率について

料金の適正水準について、今後10年間の収支の試算に基づき検討を行った結果、料金体系は別表のとおりとすることが妥当である。

なお、家事用平均の改定率は、水道料金が10.68%、下水道料金が11.88%となる。

3 料金改定時期について

料金の改定については、早期に実施することが望ましいが、町民生活への影響を考慮すると、使用水量が増加する夏場を避け、秋以降に実施することが妥当である。

4 要望事項

料金の改定にあたり、次のとおり要望する。

- ・料金改定にあたっては、使用者の納得感が重要であり、料金改定の必要性や内容について、十分な周知を行うこと。
- ・今後の事業運営にあたっては、5年程度の周期で、経営状況の検討及び料金水準についての検討を行うこと。
- ・施設の更新や耐震化は計画的に行うとともに、事業経営の効率化を図り、より一層の経営努力を行うこと。

5 おわりに

上下水道は、町民の生活環境や経済活動を支える重要なライフラインであり、将来にわたって、健全な経営を確保することに努められたい。

別表

水道料金(税込)

種別	用途	基本料金(1ヵ月につき)		超過料金(1立方メートルにつき)		
		水量	料金	水量	料金	
専用栓	家事用	8立方メートルまで	1,320円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	187円	
				10立方メートルを超え30立方メートルまで	192.5円	
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	209円	
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.5円	
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	225.5円	
				200立方メートルを超える分	231円	
				営業用	8立方メートルまで	1,320円
	10立方メートルを超え30立方メートルまで	192.5円				
	30立方メートルを超え50立方メートルまで	209円				
	50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.5円				
	100立方メートルを超え200立方メートルまで	225.5円				
	200立方メートルを超える分	231円				
	官公署学校用	8立方メートルまで	1,320円			
				10立方メートルを超え30立方メートルまで	192.5円	
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	209円	
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.5円	
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	225.5円	
				200立方メートルを超える分	231円	
				浴場営業用	80立方メートルまで	14,520円
	臨時用	8立方メートルまで	2,420円	8立方メートルを超える分	302.5円	
	共用栓	私設	8立方メートルまで	1,320円	8立方メートルを超え10立方メートルまで	187円
					10立方メートルを超え30立方メートルまで	192.5円
					30立方メートルを超え50立方メートルまで	209円
					50立方メートルを超え100立方メートルまで	214.5円
100立方メートルを超え200立方メートルまで					225.5円	
200立方メートルを超える分					231円	

消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月385円とし、演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに253円を徴収する。

下水道料金(税込)

料金区分	排出量	使用料(1ヵ月につき)
基本料金	10m ³ まで	1,705円
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	187円
	30m ³ を超え50m ³ まで	203.5円
	50m ³ を超え100m ³ まで	220円
	100m ³ を超え200m ³ まで	231円
	200m ³ を超えるもの	247.5円

改定前

水道料金

種別	用途	基本料金（1ヵ月につき）		超過料金（1立方メートルにつき）	
		水量	料金	水量	料金
専用栓	家事用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円
				30立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超える分	187円
	営業用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円
				30立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超える分	187円
	官公署学校用	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円
				30立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超える分	187円
	浴場営業用	80立方メートルまで	13,200円	80立方メートルを超える分	165円
臨時用	8立方メートルまで	2,200円	8立方メートルを超える分	242円	
共用栓	私設	8立方メートルまで	1,210円	8立方メートルを超え30立方メートルまで	170.5円
				30立方メートルを超え100立方メートルまで	181.5円
				100立方メートルを超える分	187円

消火用水は、無料とする。ただし、私設消火栓の基本料金は、1月330円とし、演習その他臨時に使用した場合は、10分ごとに220円を徴収する。

下水道料金

料金区分	排出量	使用料 (1ヵ月 につき)
基本料金	10m ³ まで	1,540円
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	165円
	30m ³ を超え50m ³ まで	176円
	50m ³ を超えるもの	187円